

時

論

外國爲替管理の綜觀

——特に我邦現行策を顧慮して——

大野純一

一、統制主義の勃興

歐洲大戰殊にその後の世界的不況を機として吾經濟領域に生じたところの一の大なる轉換は、自由主義から統制主義への推移である。

十八世紀末より前世紀を通じて最近に到るまで、世界の經濟界を支配したところの根本思想は個人主義的自由主義であつた。即ち、最大の富とその公平なる配分とは各個人の經濟活動をして自由に放任することによつ

てのみ期待することが出来る、と考へられたのである。換言すれば、自然的なものは最善なものであり、最善のものは自然的なものである、といふのが過去一世紀餘りを支配したところの經濟上に於ける主義、思潮であつた。

然るに、歐洲大戰はこの經濟上に於ける自由主義をば根底から動搖せしむるに至つた。戰時中、交戦國は所謂産業の動員によつて、また中立國は新市場の獲得によつて、何れも急激なる生産設備の擴張と生産力の伸張とをもたらしたのである。が一旦休戦となり戰時異状の需要状態が平時の常態に復するや否や、こゝに生産と消費との不調和が生じ、世界の諸國はこの不調和の下に苦惱を續けなければならぬ運命に陥つたのである。即ち、諸國は生産過剰、物價の低落、失業軍の簇出、富の偏在等々の恐るべき病状を呈して瀕死の苦しみと戦はねばならぬ様になつたのである。かゝる現實の不調和、不合理をまのあたりに眺めては、如何なる樂天家と雖もかの傳統的自由放任主義を固執し得ないのは當然である。茲に於て、過き去りし幾ゼネレーションを支配して來たところの個人主義的自由主義は次第に凋落し、之に代るに統制主義が擡頭するに至つたのである。この統制主義は個人主義的社會をば中樞的な指導力の下に立たしめ、以つて潜在的な可能的な諸矛盾を未前に除去し調和せんとするところに意義を有する。換言すれば、統制主義は個人主義的自由主義の下に於ける經濟的無政府状態に代へるに、社會理想によつて規制されたる合理的な、但し個人主義的な經濟社會を實現せんと努力するのである。最近に於て世界の經濟界を賑はしつゝあるところのブロック經濟、企業結合、産業合理化、米穀統制、公開市場政策、管理通貨等々はすべて其々の部門に於ける自由主義の没落と統制主義の勃興とを意味するものに外ならないのである。

今私が茲に問題とするところの爲替管理は、國際金融上に於けるこの統制主義思想の一つの現れと見ることが出来るのである。

一昨年、一九三一年七月十六日獨逸に於て緊急大統領令を以て外國支拂手形の取扱に關する規定が布告されて以來、爲替管理は恰も燎原の焰の如く世界各國を風靡し、その結果形式程度の差こそあれ現在爲替管理を實施しつゝある諸國は實に四十數ヶ國の多數に上るに至つたのである。然らば、最近に於て世界的流行の對象となつたところの爲替管理とは一體どんなものであらうか。私は以下順を追つてその意義、目的、方法、機關、効果等について述べて見よう。

二、爲替管理の意義

先づ爲替管理の意義より始めよう。爲替管理は言ふまでもなく爲替政策の一種である。而して、一般に爲替政策といふのは、自由に放任するならば爲替現象の上に生ずるであらう様な社會的不調和乃至不利を人爲的に除去し、以つて爲替現象をば一定の方向に指導せんとする一の努力である。この爲替政策はその採るところの手段が爲替現象上の不調和乃至不利に對して、直接なりや間接なりやによつて爲替管理と（狹義の）爲替統制とに分つことが出来る。爲替管理は爲替現象上の不調和乃至不利そのものに向つて直接矯正、除去の對策を施すのであるが、爲替統制は現實に生ずる不調和乃至不利そのものに手を觸れることなく、寧ろかゝる不調和乃至不利を生み出すところの根源、機構を修正變更せんとするのである。具體的に言ふならば、爲替管理は例へば外國爲替手形の賣買を制限禁止し或は、爲替相場を公定するのであるが、かゝる爲替手形の賣買を發生せし

め、一定の相場をもたらしたところの國際收支の根源そのものに對しては直接干渉を行はないのである。之に反して、爲替統制は例へば輸出奨勵、輸入制限、割引政策等であつて、或ひは貿易を通して或ひは金利關係を通して間接に爲替手形の需給乃至相場を一定の方向に導かんとするのである。而してその際爲替取引それ自身に對しては何等の干渉をもなさないのである。即ち、爲替管理は直接の手段によつて、爲替統制は間接の手段によつて同じ目的を達せんとするのである。故に爲替管理が外科的施術なりとすれば、爲替統制は内科的治療なりといふことが出來よう。

以上二種の爲替政策の中爲替統制は戰前に於ても屢々各國によつて行はれたのであるが、爲替管理は戰後、殊に最近二年間に始めて重要なる意義を有して來たのである。然らば、何が故に最近に於て爲替管理が世界的流行となつて來たのであらうか。又何故それが必要となつて來たのであらうか。この問題に對する解答は同時に爲替管理の目的如何の解答である。故に私は次に後者に對する答の形式を以つて前者の問題を解かう。

三、爲替管理の目的

卑見を以つてすれば、爲替管理の目的は凡そ四つ存在する。即ち、一は金準備の擁護であり、二は爲替相場
の安定であり、三は資本逃避の防止であり、最後に貿易の統制である。以下その各々について説明しやう。

一、金準備の擁護。

歐洲大戰前世界の主要諸國が採用しつゝあつた本位制度はいふ迄もなく金本位制であつた。而して、世界に於ける貨幣用金はこれ等の諸國の間にほゞその經濟力に應じて配分せられ、その國際的移動は主として經濟的

原因に基いて行はれたのである。今或一國に於ける金の分量が何等かの原因によつて、例へば金生産の擴張によつて増加したと假定すれば、その國が純然たる金本位國である限りその國の通貨もまた之に應じて或程度の膨張を來し、物價は騰貴し、金利は下落する傾向を有したのである。而してこの二つの現象は國際經濟上に於て輸入の増加、金の流出を結果したのである。従つて、戦前に於ては一二の國がその國の經濟力に比して相當なる過剰の金を獨占するといふことは殆んど不可能であつた。世界の金は自然に金本位諸國間に配分せられてゐたのである。従つて、何等人爲の策を俟たずして各國は金本位制度を維持することが出來たのである。然るに戦後の今日に於てはこの金分布の自然的調和は根本から破壊せられてしまつたのである。而して世界に於ける貨幣用金の大半は一二の國に集中するに至つたのである。といふのは、戦後の世界に取殘されたる戦債並に賠償は國際間に於ける金移動の經濟的法則に逆行して、金を二三の債權國に偏在せしめたからである。茲に於て、少數の債權國以外の諸國、即ち貨幣用金を捲き揚げられたる諸國は金本位制を繼續するがためには何等かの方法によつて金の流出を阻止し、以つて金準備の減少を防がねばならぬ立場に到つたのである。然るに一般にその原因の如何を問はず外國爲替手形の買手多く賣手少き場合には概して金は流出する、少くとも増加を妨ぐるの傾向を有するのである。されば各國は金の國外流出を防止し、出來得可くんば流入をも計り、以つて金準備を擁護するが爲めに爲替管理を行ひ、外國爲替の買入に種々なる取締をなすに至つたのである。之即ち金本位國に爲替管理の流行するに至つた一つの理由、即ち爲替管理の一目的である。例へば、獨逸、伊太利、オースタリー、ハンガリー、ブラジル等に於ける爲替管理は多分にかゝる色彩を有するのである。

二、爲替相場の安定。

上述の目的は主として金本位制を維持せんが爲めの爲替管理の目的であるが、あらゆる策を以つてしても尙金本位制を支持し得ざるに至つた諸國に於ては、上述の目的以外に更に今一つ新なる意味に於ける爲替管理の必要に迫られてくるのである。之即ち爲替相場の安定策としての爲替管理である。周知の如く、金本位國間に於ける爲替相場は比較的安定性を有する。勿論これら諸國間の爲替相場と雖もその需給に従つて法定平價の上下に動搖を繰返すのではあるが、この動搖には所謂正貨輸送點によつて限界が與へられてゐるのである。然るに、一國が金本位制を停止して不換紙幣國となる時は貨幣と金との法的連鎖は切斷せられ、法定平價算出の基礎は失はれてしまふ。かつ又金の輸出禁止によつて正貨輸送點なるものも意義を失ふに至るのである。従つて金本位離脱國の爲替相場は需給の變化に伴つて常に動搖して止まないものである。こゝでも亦理論上は購買力平價を以つてその限界なりと一應は考へることも出來やうが、貿易以外の理由に基づく多額の資金の國際的移動が存在する現實の世界に於ては、それは誠にか弱き制縛なりと云はなければならぬ。然るに不換紙幣國に於ける爲替相場の不安定はその思惑的投機取引を誘導し、この投機取引はまた更に爲替相場の動搖に拍車を與へるのである。即ち兩者は互に因となり果となつて進展するのである。而してこの爲替相場の動搖は國民經濟上百害あつて一利なき現象である。蓋し爲替相場の動搖は單に輸出入業者の採算の基礎を失はしめる許りではなく、それはまた貿易品の價格の動搖を通して國內諸商品の價格の動搖をも招來し國內産業をして神經質ならしめるからである。故に爲替相場の安定なきところに一國經濟生活の安定なしといふも過言ではない。茲に於て金本位停止國は外國爲替の需給を人爲的に調節し以つてその動搖、思惑を防止せんと努めるのである。之即ち爲替管理の第二の目的である。

三、資本逃避の防止

今日にあつては國境を有せざるものは獨り學問藝術のみではない。資本もまた多分にかゝる性質を有するのである。國籍、人種の如何を問はず距離の遠近を厭はず、収益性と安全性との保證されたところには先を争つて流れ込むといふのが資本の性向である。従つて、大戰の前たると後たるとを問はず、國際投資なるものが多量に存在したのである。然るに大戰を境としてこの國際投資の性質は非常に變化して來たのである。即ち戰前の海外投資にあつては長期のものが優位を占めてゐたのであるが、戰後に於ては短期投資が重要な部分を占めるに至つたのである。何故然らばかゝる變化が生じたのであらうか。卑見を以つてすれば、それには二つの理由が存在する。その一は信用制度の破壊であり、その二は貨幣制度の變遷である。戰前は所謂資本主義の爛熟期であつて資本は到る處殊に後進國に於て高度の収益性と安全性とが約束せられてゐたがために、海外投資は好んで長期の契約の下に行はれたのであつた。然るに、戰後に於ては、世界的不況のために収益性は低下し、信用制度破壊のために安全性は減少するに至つた。茲に於て、海外投資は萬一の危險に處するため短期の形態をとるに至つたのである。加之、金爲替本位制の流行は國內に於ける金準備を在外正貨として海外諸國に預け入れしむるの傾向を生じたのであるが、この在外正貨は本來金準備たるの性質上短期のものでなければならぬのである。これ即ち戰後に於て短期の海外投資の増加したる所以である。然るに、かゝる場合、何れかの一國に政治上、社會上、經濟上の不安が発生する時は直ちに外來資本の引揚げが生ずるのは理の當然である。而してかゝる突然の引揚げは單に一國金融機關にとつて許りではなく、引いては一般産業にとつても一大打撃たることは多言を要しない。而もその際外來資本のみが歸還するのは止むを得ずとするも、世界交通の發達せる

今日に於ては國境なく愛國心なき自國の資本までもが、母國の難を後にして諸外國へ逃避するのが常である。されば各國はかゝる危機に處するの策を講ずる必要に迫られたのである。即ち資本逃避の防止を計らねばならないのである。

然るに一般に資本逃避は現在並に將來の危険より自らを脱却せんとする動機によつて生ずる資本の國外移動であるが、その方法は *Machup* に従つて次の四に大別することが出来る。

- a. 資本の所有者が内國貨幣を外國に現送しそこで外國貨幣に交換して之を預金又は企業参加に充用すること。
- b. 資本の所有者が内國に於て爲替市場若くは發券銀行について外國貨幣(外貨證券若くは正金)に兌換し、之を預金或は企業参加に充用すること。
- c. 資本の所有者が商品又は勤勞を外國に積送しこの賣上手取金をそのまま外國に留めて預金又は企業参加に充用すること。
- d. 資本の所有者が内國に於て從來内國人の所有に屬したる外貨證券若くは外貨債權を購ふこと。
故に資本の海外逃避を取締るが爲めには單に金の輸出を禁止する許りではなく、一步を進めて爲替管理も行はねばならないのである。之即ち爲替管理の第三の目的であつて、爲替管理を行ふ多數の諸國が主たる目標とするところのものである。

四、貿易の統制。

歐洲大戰は一九一八年を以つて終局をつげたのであるが、その後に来れるものは武器に代るに算盤の世界市

場争奪戦であつた。戦後既述の理由によつて生じた生産過剰に悩みつゝある諸國はこの苦惱からの脱却の道を海外市場の獲得に求めんとした。その結果各國は輸出を増加し輸入を減少せんが爲めに必死の努力をなすに至つたのである。例へば保護關稅の引上、輸出補償制度、ダムピング等々は何れもかゝる努力の現れである。然るに、此等の手段は通商條約、最惠國條款、報復關稅等のために必ずしも本來の目的を達し得るものではない。されば、諸國は此等の手段に代つて、或ひはそれと相並んで金融上の手段を以つて間接に貿易を統制せんとするに至つたのである。例へば輸入代金支拂の常軌的手段たる輸入爲替を制限し以つて間接に輸入を制限統制し、或は故意に爲替相場を下落せしめて間接に輸出増輸入減を計らんとするのである。斯くの如く爲替を通して貿易を統制せんとするのが爲替管理の第四の目的である。

之を要するに、爲替管理の主たる目的は金準備の擁護、爲替相場の安定、資本逃避の防止、貿易の統制の四に在るのである。勿論個々の國に於ける現實の爲替管理は必ずしも同時に之等總てを目標とするものではなく、各國の情勢に基いてその一つ、或は二つ以上を目的として實施せられつゝあることはこゝに特に注意するの必要はないであらう。

四、爲替管理の機關と手段

次ぎに順序として上述の諸目的を達するには如何なる手段が存在するやを見るべきであるが、先づその前に爲替管理の機關について述べよう。

爲替管理の主體は何れの場合も皆國家であるが、その實行の掌にあたるどころの機關は國によつてそれぞれ

異なるのである。これを大別すれば三となる、其一は大藏大臣又は總督が監督取締の任に當るのであつて、例へば英國（但し一九三一・九・二一日から一九三二・三・三日まで）、伊太利、南阿が之に屬する、其二は中央銀行が監督取締をなす場合であつて、オースタリー、ハンガリー、ブルガリアがその例である、而して其三は特に爲替管理委員會、又は爲替管理局を設けて之に實施の權限を與へるのである、獨逸、スペイン、トルコ、アルゼンチン、チリーに於てその例を見ることが出来る。尙爲替管理國の爲替取引機關に對する態度を見るに、之にも亦三通りの異なる態度がある、即ち一は一般に從來の爲替機關をして爲替取引をなさしめるもの例へば英國、二は中央銀行並びに特定銀行に許すもの例へば獨逸、三は中央銀行をして獨占せしめるもの例へば、ギリシヤ、ラトビアである。

扱て、然らば爲替管理の方法手段には如何なるものがあるであらうか。爲替管理の手段はそれが金本位國なりや不換紙幣國なりやに従つて、又その目的が何れに在りやに従つて非常に多様ではあるが、茲では先づその緩なるものより嚴なるものへの過程を四ヶの段階に分つて説明することにしやう。

第一段階

最も緩慢なる爲替管理の方法は貿易並に海外旅行上の必要に基づく爲替取引は之を自由に放任し、それ以外の目的のための爲替取引は管理機關監督の下に之を制限又は禁止するのである。而してこの場合監督機關若くは爲替機關が果して現實の需要に基づく爲替取引なりや否やを判斷するに當つて、その材料となるものは多く商業會議所の證明、領事の證明、税關の書類、船荷證券、送狀、輸入登録局への豫めの登録等である。

この第一段階の爲替管理は、一九三一年九月廿二日より翌年三月三日迄の英國に於てその例を見出すのであ

る。今當時の英國に於ける管理令を見れば、「當分ノ間外國爲替ノ買入並ニ直接若クハ間接ニ外國爲替ノ買入ヲ目的トスル金錢ノ授受ハ英國ノ國籍ヲ有スル者並ニ聯合王國內ニ居住スル私人ニ對シテ之ヲ禁止ス 但右外國爲替及金錢カ(一)正常ノ貿易上ノ需要(二)一九三一年九月二十一日以前ニ存シタル貿易上ノ債務(三)適當ナル旅行上ノ需要若クハ其他ノ個人的需要ノ目的ノ爲メニ必要ナル場合ハ此限ニ在ラズ」と規定してゐるのである。

この第一段階に於ける爲替管理の目論むところは正當なる貿易及び交通を阻害することなくして、資本の逃避並びに金準備の減少を防がんとするに在るのである。併し乍ら、資本逃避及金準備の流出は必ずしも爲替手形の買入を通してのみ行はれるものではなく、例へば外國居住者をして逆爲替を振出さしめ或ひは外貨證券を輸出し又は信用狀を取得することによつても生ずるのである。故に、この段階に於て更により完全にその目的を達するがためには逆爲替、信用狀、外貨證券等の取引に關しても制限禁止をなすの必要があるのである。

扱て、以上の諸手段を並び行ふときは消極的方面、即ち貿易を阻害することなくして爲替管理を行ひ得るといふ點に於ては遺憾なしとするも、所期の積極的目的に對しては萬全の策とはいふことが出来ない。何となれば、例へば商品の輸出によつて獲得すべき代金を國內に回収せずして之を海外に留め、以つて有價證券を買入れ或ひは預金し貸付けることによつても亦資本は逃避し金準備の増加は阻止せられるからである。それ許りではない、この段階の爲替管理は投機思惑によつて將來生ずる恐ある資本逃避は之を防ぎ得るとしても、既に過去に於て逃避せる資本に對しては全く無力なのである。故に、此等に對する策として爲替管理は更に次の段階に進まねばならないのである。

第二段階

監督機關が輸出者には輸出によつて取得すべき外貨資金の、一般銀行會社個人には海外に有する外貨資金並に國內に有する外貨證券の、内容金額及びその處置等を明細に報告せしめ、必要に應じて此等の強制買上をなし若くは課税を行ふのである。

この方法は例へば獨佛の採用するところであつて、獨逸は強制買上を、佛蘭西は課税をなすのである。而して此種の爲替管理は在外資金の國內還流を促すと同時に貿易の形式を以つてする資本の逃避、即ち無爲替輸出を取締るに効を有するのである。併し乍ら、更に一步を進めて考へるならば、以上によつても尙貿易の形態を以つてする資本逃避を完全に防ぎ得たりとはいふことが出来ない、といふのは見越輸入によつて巨額の資本や金準備やが流出し得るからである。故に、爲替管理は更に段階を進めてこの方面の取締をなすと同時に貿易統制をも目論むのである。

第三段階

こゝに屬するものは輸入爲替取組の制限又は禁止である。但し、注意すべきは輸入爲替の制限禁止と輸入そのものゝ制限禁止とは全然異なる二つの概念であるといふことである。前者は爲替管理であるが、後者は貿易管理である。今兩概念の相違を具體的に示すならば、例へば輸入禁止にあつては勿論禁止されたる商品は絶対に國內に入るを許されないのであるが、輸入爲替の禁止にあつてはその商品の國內輸入は一向さまたげないのであるが、たゞその代金を支拂ふに當つて爲替を利用してはならないのである。従つて若しも在外取引先が信用を與ふるならば商品は遠慮なく輸入されるのである。之を譬ふるならば、一商品に就いて輸入禁止あつて輸入爲替の禁止なきは恰も金を所持する放蕩兒に禁酒を命ずるが如くであり、輸入爲替の禁止あつて輸入の禁止な

きは酒手を捲き揚げて彼を自由に放任するが如くである。故にもしも彼に信用を與ふる酒場があるならば勝手に酒を飲むことも出来るのである。

勿論現實に於ては兩者は互に關聯し一方は他方に反映するのである、さればこの輸入爲替の制限禁止に際して各國はその態度に多分の貿易統制の色彩を示めるのである。いまこれらの態度を類別すれば、一、或種の商品例へば奢侈品輸入の決濟を目的とする外國爲替の交付を禁止するもの（ブルガリヤ）、二、貿易商又は爲替機關をして輸出によつて得たる金額乃至爲替を限つて、若しくはその一定の割合を限つて輸入爲替の取組を許すもの（ユーゴスラビア）、三、貿易商又は爲替機關をして毎月一定額を限つて輸入爲替の取組を許すもの（オースタリ、デンマーク）、等である。以上述べ來りたる各種の方法は既述の爲替管理の目的中一、三、四を主たる目標として有するのである。勿論此等の方法と雖も爲替の需給を調節することによつて間接に相場を指導し安定せしむるの効は有するも、それらはどこまでも爲替相場の調節に對しては間接であり廻り途である。茲に於て爲替相場を直接管理するがためには更に他の段階に達しなければならぬのである。

第四段階

法令によつて爲替相場の公定をなすのである。この場合、多數の爲替銀行が並存する時は法律を以つて相場を公定するも、果して實際上この相場によつて取引が行はれるや否やは疑問である、否多くの場合それは殆んど不可能である。茲に於てこの段階に達するときは多く爲替取引は一機關に統一せられ獨占せられるのである。而してこの爲替取引の獨占機關は（イ）金の現送、（ロ）外貨證券の動員、（ハ）在外資金の動員、（ニ）クレデ

イットの設定等によつて爲替資金を獲得し、爲替の賣買に應じ以つて公定相場維持に努めるのである。現在の獨逸は既にこの段階に在るものと見ることが出来る。

以上は爲替管理の目的、機關、手段に關する一般的叙述であるが、次ぎに吾國に於ける爲替管理について検討を試みよう。

五、我が國に於ける爲替管理

昭和六年十二月十三日金再禁止以來吾國の爲替相場は豫想以上の亂高下を繰返しつゝも次第に崩落するに至つた。即ち金再禁止前に於ては四九弗六六(十二月六日)を維持してゐた紐育圓爲替相場は次第に下向し、五月には漸く三十弗臺を保持するの狀態を呈したのである。而してこの爲替相場の動搖と低落とは投機思惑を刺戟し見越輸入を助長し、益々國際收支を悪化するの傾向を有したのである。加之、昨春來漸く萌したインフレーション要望の叫びは日銀保證準備の擴張と相俟つて資本逃避を促がすに至つたのである。茲に於て政府は六月三十日資本逃避防止法の名を以つて爲替管理法を布告し、吾國もまた爲替管理國の一に仲間入りすることとなつたのである。故に一般に爲替管理の目的が金準備の擁護、爲替相場の安定、資本海外逃避の防止、貿易の統制に在るものとするならば、昨年制定されたる吾國の爲替管理は主として第二、第三を目標とするといふことが出来るのである。然らばそれは如何なる内容を有するであらうか。今その主たる條文を引用すれば次の如くである。

第一條 政府ハ内外ノ情勢ニ依リ資本ノ内外移動ヲ取締ル爲必要ト認ムルトキハ命令ヲ以テ外國通貨及外國爲替ノ賣買、外

國ニ對スル送金、外國通貨ヲ以テスル預金取引及貸借、外國通貨表示ノ證券其ノ他ノ債權ノ賣買及輸入並ニ外國居住者ニ對シ信用ヲ與フル行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ禁止又ハ制限ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ行フコトヲ得

第三條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ外國通貨外國爲替又ハ外國通貨表示ノ證券其ノ他ノ債權ヲ有スル者ニ對シ之ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ賣却價額ハ外貨評價委員會ノ定ムル所ニ依リ外貨評價委員會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

以上によつて知り得る如く本法は政府に廣汎なる權限を與へたものではあるが、從來の法律とは稍その形式を異にし、必要な場合命令によつて始めてその權限を實施し得るのである。従つて、政府の命令が發せられざる限り本法のみでは未だ爲替管理實施の範圍を知ることが出来ないのである。されば政府は本法に基いて七月一日大藏省令第十二號「資本逃避防止法ニ基ク命令ノ件」同十三號「資本逃避防止法ニ關スル施行手續」を公布し具體的規定をなすに至つたのである。いま此等の規定を通して吾國の爲替管理の範圍を見るに大體に於て獨逸のそれを踏襲するものであつて、禁止事項と制限事項とを規定し、大藏大臣自から監督取締りの任に當り、そのために申告義務を一定の者に負はしむると同時に検査のみならず強制買上の權をも有するのである。いま之等の詳細を見れば左の如くである。

一、禁止事項

a. 資本を外國に移す目的を以てする外國への送金、外國通貨の買入及外國爲替の買入——こゝに規定される三行爲は資本を外國に移す場合に限つて禁止されるのである、従つて銀行、會社、個人等が經常的に海

外に於て要する資金を支出する場合にあつて本項は適用されないのである。又資本を外國に移すとは單にその逃避のみならず投下をも含ましむるのが該法の精神である。

而して本項には二つの例外が認められてゐる。即ち一は大藏大臣の許可を受けた場合であり、二は邦貨の強制通用力を有する地域、例へば關東洲、滿鐵附屬地に於ける投資のため該地方へ送金する場合がそれである。

b. 外國通貨を以つてする本邦内の預金取引及消費貸借——こゝでも亦大藏大臣の許可ある場合は例外とする。

二、制限事項（即ち事前に大藏大臣の許可を要する事項）

a. 外貨證券の買入——茲にいふ外貨證券とは外國通貨を以つて表示したる公債、社債、株式の三である、從つて利札、配當證の賣買は自由なのである。本項の例外は次の三である。即ち、一本令施行の際既に國內に在る外貨證券の買入、二大藏大臣の許可を得て輸入したる外貨證券の買入、三法人以外の外國人が在外資金を以てする外貨證券の買入。

b. 外貨證券の輸入——本邦内に支拂地を有する外貨證券の支拂を受くる爲支拂期日前三ヶ月内又は支拂期日後に輸入する場合は例外であつて制限を受けないのである。

c. 外貨社債の發行——本項は一見恰も外資輸入の制限の如く考へられるのであるが、將來に於ける元利金の支拂は國際收支の悪化の因となるが故にこの點を考慮してこゝに規定したるものゝ如くである。

三、強制買收權

大藏大臣は隨時外國通貨、外國爲替、外國通貨を以てする預ケ金貸付金又は外貨證券を有する者に對して自ら之を處分すべきこと又は日本銀行其他大藏大臣の指定する者に賣却すべきことを命ずることが出来る。但し業務上其他正當なる理由に基いて之等を有するものと認められた場合は例外である。

四、報告義務

本令によつて大藏大臣に報告をなすべき義務を負ふ者、事項及時期は次の如くである。

(報告義務者)

(報告事項)

(報告時期)

a. 外國爲替業者

外國貿易關係たることを證すべき書類を伴はざる外國爲替の賣買及豫約、外國への送金、外國よりの取立金及信用狀の發行

翌月中

b. 證券の賣買又は媒介を主たる業とする者

外貨證券の賣買並に媒介

翌月中

c. 本令施行の際本邦内又は外國に於て其價額千圓相當額以上の外國通貨、外國爲替、外國通貨を以てする預ケ金若しくは貸付金又は外貨證券を有する者

金額、所有の理由等

本令施行後一箇月内
海外支店の分は報告到着後
遅滞なく

d. 本令施行後前項の物件を取得又は喪失したる者但し價額が千圓相當額以上に達したる場合

金額、種別等

翌月中
海外支店の分は前項に同じ

e. 本令施行の際外國通貨を以て表示したる千圓相當額以上の社債、預り金、借入金等の債務を有する者

金額、種別等

本令施行後一箇月内
海外支店の分は同上

外國爲替管理の綜觀

f. 前項の債務を新に負擔し又は免れたる者但し價額が千圓相當額以上に達したる場合

金額、種別等

翌月中
海外支店の分は同上

g. 大藏大臣の許可を得て外貨證券を輸入したる者

證券の名稱、總額、外貨別、許可濟輸入證明書の番號等

輸入後一箇月内

尙大藏大臣は本規定以外の事項及人をして特別の報告を徴することが出来るのである。

五、検査權

大藏大臣は必要に應じて官吏をして何人に對しても前述の禁止、制限に關係ある事項について帳簿其他の検査をなす權限を有する。

以上は昨年六月三十日制定されたる吾國資本逃避防止法及び之に基く政府の命令による爲替管理の概要であるが、然らば過去十ヶ月間に於てそれは果して如何なる實績をあらはしたであらうか。吾國の爲替相場は七月以來十一月まで續落し十一月上旬には遂に二十弗臺に迄達したのであるが、其後國際關係の險惡、財政の不安等あるにも拘らず大體に於て二十弗乃至二十一弗を往來し、最近に至るまで大なる動搖を示さないのは主として資本逃避防止法の力によるものと見て差支はないであらう。併し乍ら、昨年下半年に於て又今年に入つて以來も吾國の國際收支が改善せられ輸出貿易が非常に増加したるにも拘らず、爲替相場の上に何等この實勢が反映して來ないといふ事實は、上述の諸規定を以つてしても尙資本逃避の抜穴が存在しかつ思惑取引がひそかに行はれつゝあることを想像せしめるのである。果して吾國の資本逃避防止法は直接の方法による資金の國外移動を取締るには嚴なるも、貿易其他通常取引の形式を以つてする資金の移動、例へば無爲替輸出、見越輸入を

取締るには全く無力であり、爲替の思惑取引に對しては微力なのである。茲に於て去る六十四議會は此方面の取締をなすと同時に、國際經濟戰の推移に應じて將來必要となることあるべき貿易の統制にも備へんがために新に全般的なる爲替管理法を制定し、以て之を資本逃避防止法に代らしめたのである。

先づ去る三月二十八日附を以て公布されたる外國爲替管理法を見るに、政府は命令によつて次の十項を禁止又は制限することが出来る。即ち、

一、外國通貨又は外國爲替の取得又は處分—資本逃避防止法に於ては「外國通貨及外國爲替の賣買」と規定されてゐたのであるが、こゝでは「取得又は處分」となつたのである。従つて交換、贈與等有償無償のあらゆる讓渡を取締り得るのである。

二、通貨、金地金、金の合金若は金を主たる材料とする物の輸出並に金貨幣の鑄潰又は毀傷—本項は金再禁止の際及びその後の大藏省令によつて既に取締られてゐるのであるが、更にその罰則を嚴重ならしむるため改めてこゝに規定されたのである。但し以前の輸取出締省令では金貨幣とあるを通貨に、又金を主たる材料とする製品とあるを金を主たる材料とする物に改められたのである。蓋し、前者はインフレーション時代のマルク、ルーブル紙幣にその例を見るが如き圓紙幣の國外持出を取締るがためであり、後者は例へば王水の如き金を溶した液體をも取締り得るがためである。

三、前二項に該當せざる方法による外國への送金—前二項は海外送金の普通の方法であるが、その他に法網を潜らんとする方法がないとは言へない、例へば海外に支店を有する銀行、會社の内部に於て帳簿上の付替又は「社内ドラフト」によつても送金が行はれるのである。かゝる場合に處する爲めに設けられたのが

本規定である。

四、外國に於て爲したる委託に基き本邦内に於て爲す支拂—逆爲替の方法によつて在外資金を作る場合は本項によつて取締られるのである。資本逃避防止法にはなかつた規定である。

五、外國爲替相場の取極—今次の爲替管理法に於て最も重大なる事項の一つであつて、之に基き政府は外國爲替相場の公定てふ極端なる管理をも行ひ得るのである。

六、外貨證券、債權及び債務の取得又は處分—以前の取締規定に於ても存在したものであつて、資本逃避防止法に謂ふ所の外國通貨を以てする預金取引及貸借は本規定によつて取締られるのである。

七、信用狀の發行又は取得—茲に謂ふ信用狀は單に商業信用狀のみならず旅行信用狀をも意味する。前者を取締ることによつて間接に貿易統制をも行ふことが出来る。また後者の制限禁止によつて從來屢々行はれたところの信用狀の取消による爲替相場の思惑を防止することが出来るのである。

八、外國居住者に信用を與ふる行爲—本項は既に資本逃避防止法中に規定されてゐたものである。

九、證券の輸出又は輸入—舊大藏省令十二號に於ては外貨證券の輸入が禁止事項の一であつたが、此度は一般の證券の輸入のみならず輸出をも取締り得る。蓋し圓安見越による圓貨證券の海外流出を防ぐが爲めである。

十、價額の全部又は一部に付外國爲替を取組まざる貨物の輸出—資本逃避防止法の下では公然に行はれたる全部又は一部の無爲替輸出を取締るために新に設けられたものである。

尙本外國爲替管理法に於て前記第五項と共に見逃すべからざる重要事項はその第三條「政府ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ外國爲替ニ關スル取引ヲ日本銀行其ノ他政府ノ指定スル者ヲ相手方トスル場合ニ限定スルコトヲ得」といふ一規定である。若しこの規定が實行されるならば、爲替業務を集中し統一し市中銀行の爲替業務を全然停止することも出来るのである、従つて爲替相場取極の禁止と相俟つて最も嚴格なる爲替管理の段階へ進むことが出来るのである。

その他本法は強制買収權、検査權、報告義務等をも規定してゐるが、その内容はほゞ資本逃避防止法のそれと同様なるが故にこゝに再び説くことを止めよう。

要するに本法は資本逃避防止法を更に擴大強化したるものであつて、若しも大藏大臣がこゝに與へられたる全權限を最大限に實施するならば、獨逸にも劣らざる極端なる爲替管理を行ふことが出来るのであるが、この法律も亦資本逃避防止法同様所謂傳家の寶刀であつて必要に應じて大藏省令を以て施行して行くのである。而してその施行に際し「主務大臣の諮問に應ずる爲めに」官民合同の外國爲替管理委員會が組織せられることになつたのである。

いま之に基いて去る四月廿五日公布せられ五月一日より施行せらるゝ大藏省の施行細則の概要を見るに次の如くである。

一、絶對禁止事項

- ① 金貨の鑄潰又は毀傷。
- ② 實需に基くことなく邦貨の爲替相場の變動に依つて利益を得ることを目的としたる外國通貨又は外國爲替の賣買。

二、制限事項（即、豫め大藏大臣の許可を要する取引又は行爲）

① 金貨幣、金地金、金の合金、及金を主たる材料とする物の輸出。

② (イ) 邦貨を對價とする外國通貨、外國爲替並に邦貨の強制通用力ある地域に仕向けたる圓爲替の買入（兩替業者は例外）、(ロ) 爲替銀行以外の者に對する邦貨を對價とする外國爲替の賣却、(ハ) 外國通貨を對價とする圓爲替の賣買、(ニ) 内外通貨、小切手、手形の送付、携帶其他の方法による外國への送金、(ホ) 外國に於て爲したる委託に基づく支拂。——但し之等の行爲、取引と雖も左の場合には大藏大臣の許可を要しない。

一般的には、商品輸出入に必要なもの、保険金保険料等の支拂、國內にて支拂はれる公債、社債、銀行預金の利子、信託の利益、株式の配當金等の権利者への送金、公社債の元利拂基金の交付、内外の法令又は舊契約に基づく債務並に一ケ年千圓相當額以下の債務の履行、特許權其他工業所有權に關聯する支拂、外國旅行者の一ケ年内の所要旅費（但し携帶し得る内外通貨は千圓相當額以下）、海外旅行者又は滞在者への旅費、俸給、手當、學費等の送金、一定の移民に必要な費用、國內又は邦貨の強制通用力ある地域に住所本支店を有する者の該地域への資金の送付、國內に於て發行したる信用狀に基いて振出されたる逆爲替の支拂、官廳の諸費用支拂。

銀行に限つて更に、顧客の依頼による邦貨の強制通用力を有する地域に仕向けたる圓爲替の買入、上述の地域に仕向けたる圓の賣爲替を決済するための該地宛圓爲替の買入並に送金、上述の地より國內に仕向けたる送金爲替の支拂。

③ 外貨證券の有償取得——既に國內に存在するもの及外國人が在外資金を以てする場合は例外である。

④ 邦貨を對價とする外貨債權の讓受。

⑤ 外國通貨の債權債務を取得する預金及消費貸借。

⑥ 外國通貨の債權債務を取得する信託及保險契約—再保險及海上保險は例外に屬する。

⑦ 外貨社債の發行及國內の財産を擔保とする外貨の借入金。

⑧ 貨物の輸入に關係なき信用狀の取得—但し、海外旅行出發豫定前二週間内に旅費に充てる爲一萬圓相當額以下の信用狀を取組む場合、官廳より受くる旅費其他を携帶する爲め信用狀を取得する場合を例外とする。

⑨ 證券の輸入又は輸出—茲に所謂證券は資本逃避防止法に於けるよりもより廣義であつて、本邦又は外國の公債、社債、株式のみならず公社債の利札をも含む。資本逃避防止法に於けると同様の條件の下に支拂を受くるための輸入は例外とする。

⑩ 價額の全部又は一部に付外國爲替を取組まざる貨物の輸出—こゝにもまた四の例外がある。即ち、一見本又は委託販賣の爲輸出するとき、二輸出前代金を受領せるとき、三外國爲替を取組む能はざるとき並に商慣習に依り之を取組まざるとき、四價額千圓以下のものを小包便にて輸出するとき、である。

三、國內還流命令事項

① 無爲替輸出をなしたる者が外國に於てその代金を受領したるときは、之に要したる費用及輸入貨物の代金に充てたるものを除き受領後二ヶ月内に之を本邦内に取寄せを要するのである。

② 國內に於て有する外貨證券の支拂期日が到來したるときは二ヶ月内に之を國內に於て賣却し又は支拂を

受けるを要する、但しその額千圓未滿の場合及外國爲替銀行が有する場合は例外とする。

③ 外國に於て有する外貨證券を賣却し又はその支拂を受けたるときは二ヶ月内に之を本邦内に取寄せを要する。又前記外貨證券の支拂期日到来したるときは期日後三ヶ月内に支拂を受くるを要する。但しいづれもその額千圓相當額未滿の場合及外國爲替銀行が有する場合は例外とするのである。

以上の三つの國內還流命令事項は大藏大臣の許可ある場合に限つて免除せられるのである。

四、外國爲替銀行に對する特典

本令施行後二週間内に外國爲替業務を營む旨、並にその店舗を大藏大臣に届出たる銀行を外國爲替銀行と謂ひ、前述の諸規定に拘らず大藏大臣の許可を俟たずして左の取引行爲をなすことが出来る。即ち、

- ① 顧客並に銀行の依頼による外國通貨及外國爲替の賣買。
- ② 右賣買に必要な範圍に於ける資金調整の爲の外國爲替の賣買及海外送金。
- ③ 外國よりの送金爲替の支拂。
- ④ 外貨證券の支拂を受くる爲支拂期日前三ヶ月内又は其後に於てなすその輸出。

五、強制買收權

舊規定同様である。

六、報告義務

(報告義務者)

(報告事項)

(報告時期)

a. 外國爲替銀行

外國爲替の賣買、邦貨の強制通
用力ある地域に向けたる圓爲替
の賣買、取立爲替の取扱、信用
狀の發行、外國爲替賣買高、賣持買
持の高

翌月十五日迄

三日以内、海外店舗の分は
旬毎に通計し三日以内

b. 證券の賣買又は媒介を主たる業
とする者

外貨證券の賣買並に媒介

翌月十五日迄

c. 外國通貨を以て表示する信託又
は保險契約を有する者、但し千
圓相當額以上の者

外貨別、契約の種類、金額等

本令施行後一ヶ月内

d. 千圓相當額以上の下記の取引行
爲をなしたる者

外國通貨の取得又は處分、外國
爲替の取得又は處分、邦貨の強
制通用力ある地に向けたる圓爲
替の取得又は處分、外國への送
金、右三方法によらざる外國への送
外貨證券の取得又は處分、信用
狀の發行又は取得、外國通貨を
以てする預金の預入又は引出、
外國通貨を以てする貸付金の貸
付又は同收、
外貨を以てする信託の委託又は
受託、
外貨を以てする保險契約、外貨
を以てする社債の發行、又は償
還、
外貨を以てする預り金の受入又
は拂戻、
外貨を以てする借入金の借入又
は返済、外國にて爲したる委託
に基く支拂

翌月十五日迄

e. 外貨、外國爲替、外貨證券、外貨を以てする預け金又は貸付金の債權、外貨を以てする預り金又は借入金の債務、並に外貨の信託及保險契約を有する者にして國內に住所を有するに至つたとき、但し千圓相當額以上

金 額

翌月十五日迄

七、検査權

之も亦舊規定と變るところがない。

以上が吾國に於ける現行爲替管理規定の概要である。本規定によつて資本逃避法の不備例へば無爲替輸出、爲替の思惑取引、逃避資本の國內還流等が徹底的に取締られることになつたのである。併し乍ら、他面本令はその規定事項の取締に當つて極めて廣汎なる自由裁量の餘地を大藏大臣に與ふるものなるが故に、又爲替問題は國民各個の日常經濟生活に直接間接大なる影響を有するものなるが故に、局に當る者は宜しく公平の立場に立つてその運用の任に當らねばならぬ。

六、結論——爲替管理の效果

扱て、最後に爲替管理の效果について一言し本論を結ぶことにしよう。

今日、世界金融爭覇戰の酣なる秋、自國産業を海外よりの波亂に對して擁護せんとするに當り、應急的對策としての爲替管理の效果は之を疑ふべくもないのである。

併し乍ら、之を永續的なる政策として見るときは大なる期待をこゝに繋ぐことは出来ないのである。何故であるか。第一に抑々國際間の經濟的交通路には二つの大なる流れが存する、即ち、一は諸財の流れであり他は（金融）資本の流れである。而して、この二つの潮流は決して獨立無關係のものではなく、相互に因となり果となつて作用し合つてゐるのである。然るに爲替管理は主として（金融）資本の流れに統制管理を加へることによつて國內經濟の安定保護を計らんとするものである。従つてそれは所期の目的に對して一面的手段であり不徹底である。故に、爲替管理は貿易管理と相俟つて始めて大なる効果を現はしてくるのである。第二に兩面の管理を相並んで行ふとするも尙その成果を買被つてはならない。言ふ迄もなく國際間の諸現象は自國と他の諸國との接觸によつて始めて發生するものである。従つて國際現象は相手たる諸國の協同を伴つてこそ完全なる統制管理を行ふことが出来るのである、故に一國の一方的な爲替管理や貿易管理によつてそれを意の如く指導し或ひは固定することは出来ない。然るに爲替管理國に對して所謂對策と稱して特に全く反對の態度に出るのが現實の傾向である。第三に爲替管理のみならず一般に統制策について云ひ得ることであるが、爲替管理が強度化すればする程私有財産制度と營利的活動・資本主義社會の基調・が制限せられる。従つて現社會組織の下に於て爲替管理を徹底せしむるときは種々なる方面に無理が生じて來るのである。即ち嚴格なる爲替管理は資本主義にとつては角を矯めんとして牛を殺すの轍となるのである。